

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日
(第9期) 至 平成28年3月31日

特種東海製紙株式会社

(E00691)

第9期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成28年6月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

特種東海製紙株式会社

目 次

頁

第9期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	5
5	【従業員の状況】	6
第2	【事業の状況】	7
1	【業績等の概要】	7
2	【生産、受注及び販売の状況】	9
3	【対処すべき課題】	10
4	【事業等のリスク】	11
5	【経営上の重要な契約等】	12
6	【研究開発活動】	12
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
第3	【設備の状況】	14
1	【設備投資等の概要】	14
2	【主要な設備の状況】	14
3	【設備の新設、除却等の計画】	16
第4	【提出会社の状況】	17
1	【株式等の状況】	17
2	【自己株式の取得等の状況】	47
3	【配当政策】	48
4	【株価の推移】	48
5	【役員の状況】	49
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5	【経理の状況】	64
1	【連結財務諸表等】	65
2	【財務諸表等】	108
第6	【提出会社の株式事務の概要】	123
第7	【提出会社の参考情報】	124
1	【提出会社の親会社等の情報】	124
2	【その他の参考情報】	124
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	125

監査報告書

平成28年3月連結会計年度	巻末
平成28年3月会計年度	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月24日
【事業年度】	第9期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5157
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務・IR室長 関根 常夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 ユニゾ八重洲ビル
【電話番号】	03(3281)8581
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務・IR室長 関根 常夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	77,674	75,564	78,159	78,843	78,460
経常利益 (百万円)	3,988	4,208	3,522	2,761	3,926
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	38	2,468	2,180	204	2,498
包括利益 (百万円)	77	3,087	4,333	852	1,346
純資産額 (百万円)	56,830	59,091	63,760	63,897	64,535
総資産額 (百万円)	121,201	120,138	125,302	126,861	126,945
1株当たり純資産額 (円)	396.15	412.68	428.61	429.11	432.84
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.24	17.27	14.95	1.39	16.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	0.24	17.20	14.88	1.38	16.79
自己資本比率 (%)	46.7	49.1	50.6	50.1	50.4
自己資本利益率 (%)	0.1	4.3	3.6	0.3	3.9
株価収益率 (倍)	778.89	12.39	15.38	197.12	21.55
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,399	10,809	10,848	7,788	8,622
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,963	△5,985	△9,322	△8,238	△7,097
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,142	△3,278	△1,334	604	△928
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	6,532	8,078	8,271	8,424	9,017
従業員数 (名)	1,540	1,502	1,507	1,506	1,497
(外、平均臨時雇用者数)	(302)	(324)	(317)	(312)	(304)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	61,316	60,419	61,389	61,766	60,961
経常利益 (百万円)	3,024	3,934	2,957	1,925	3,226
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,410	2,212	2,025	△52	2,325
資本金 (百万円)	11,485	11,485	11,485	11,485	11,485
発行済株式総数 (千株)	163,297	163,297	163,297	163,297	163,297
純資産額 (百万円)	50,920	52,996	57,345	57,016	57,811
総資産額 (百万円)	106,269	104,009	108,859	109,261	108,666
1株当たり純資産額 (円)	354.37	368.50	385.43	382.89	388.00
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△8.96	15.41	13.83	△0.36	15.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	15.35	13.77	—	15.57
自己資本比率 (%)	47.8	50.9	52.6	52.1	53.0
自己資本利益率 (%)	—	4.3	3.7	—	4.1
株価収益率 (倍)	—	13.9	16.6	—	23.3
配当性向 (%)	—	32.4	36.2	—	31.9
従業員数 (名)	847	845	838	816	856

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

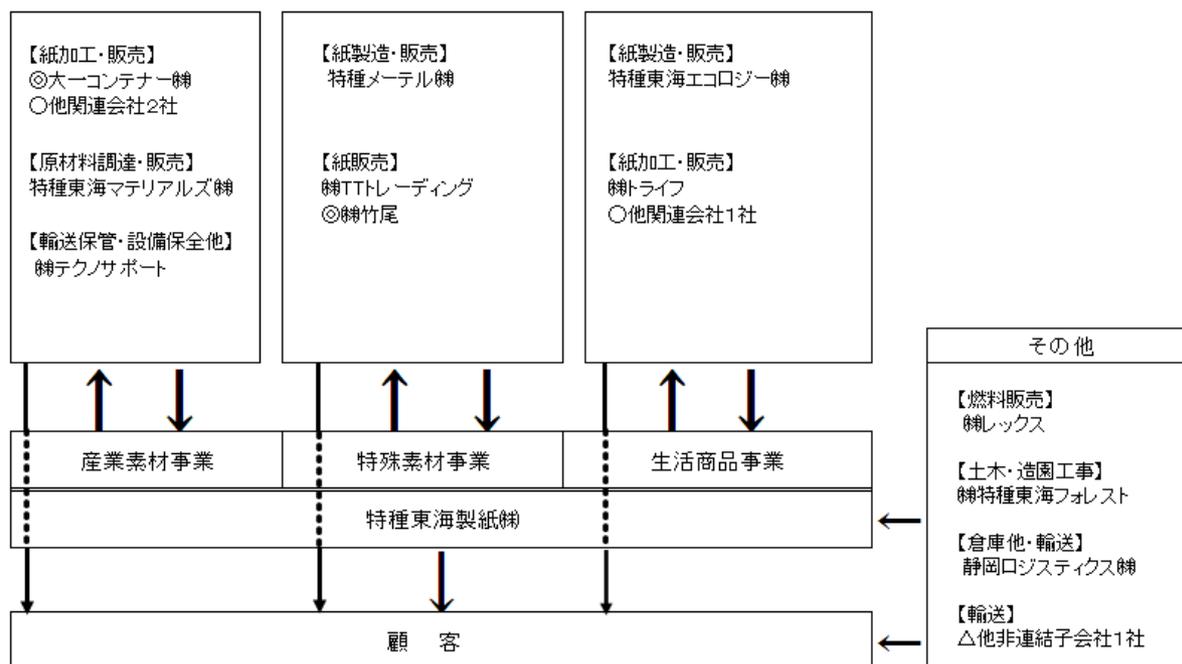
2 第5期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
平成18年11月	特種製紙(株)及び東海パルプ(株) (以下、「両社」) が、共同持株会社となる特種東海ホールディングス(株) (以下、「当社」) の設立に関する基本合意書を締結。
平成18年12月	両社取締役会で当社設立を決議。
平成19年2月	両社臨時株主総会において当社設立を承認。
平成19年3月	両社上場廃止。
平成19年4月	当社設立。 東京証券取引所第一部に株式を上場。
平成19年6月	三菱商事株式会社を引受人として、第三者割当増資による新株式発行。
平成19年6月	当社及び特種製紙(株)は、王子製紙株式会社及び王子特殊紙株式会社と「戦略的提携の検討開始および資本提携に関する覚書」を締結。
平成19年7月	当社及び特種製紙(株)並びに東海パルプ(株)は、日清紡株式会社と特殊紙分野及び家庭紙分野における事業提携に関し合意。
平成19年10月	(株)東海フォレスト (現・連結子会社) が、(株)白峰商會を吸収合併。
平成20年1月	明治製紙(株) (現・連結子会社) が、久保田製紙(株)を吸収合併。
平成22年1月	(株)テック東海が、東海物流システム(株)を吸収合併し、商号を(株)テクノサポート (現・連結子会社) に変更。
平成22年4月	当社が、両社を吸収合併。
平成22年4月	特種ロジスティクス(株)が、静岡物流(株)を吸収合併し、商号を静岡ロジスティクス(株) (現・連結子会社) に変更。
平成22年7月	当社の商号を特種東海製紙(株)に変更。
平成24年2月	(株)竹尾の株式を追加取得し、当社の持分法適用関連会社となる。
平成24年3月	大一コンテナ(株)の株式の一部を譲渡 (連結子会社から持分法適用関連会社へ変更)。
平成25年8月	当社は、大王製紙株式会社と「業務及び資本提携に関する覚書」を締結。
平成28年4月	当社及び日本製紙株式会社は、当社島田工場の分社化及び新製造会社への日本製紙株式会社による出資並びに段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業における両社販売機能の統合に係る統合契約を締結。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社（特種東海製紙㈱）、子会社10社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行なっており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行なっております。当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次の通りであります。



無印…連結子会社 △…非連結子会社

◎…関連会社で持分法適用会社 ○…関連会社で持分法非適用会社

〔産業素材事業〕

当社が紙パルプの製造・販売するほか、関連会社3社が紙の加工・販売を、特種東海マテリアルズ㈱が紙原料の供給を、㈱テクノサポートが製紙設備の保安全管理及び紙製品の輸送・保管を行っております。

なお、㈱テクノサポートは平成28年4月1日より「その他セグメント」から「産業素材事業セグメント」に変更しております。

〔特殊素材事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、特種メーテル㈱が紙の製造・販売を、㈱T T トレーディング・関連会社1社が販売を行っております。

〔生活商品事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、特種東海エコロジー㈱が紙の製造・販売を、㈱トライフ・関連会社1社が紙の加工・販売を行っております。

〔その他〕

㈱レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、㈱特種東海フォレストが土木・造園工事を、静岡ロジスティクス㈱が製品を保管する倉庫業及び製品輸送を、子会社1社が紙製品の輸送を行っております。

なお、平成28年4月1日より㈱レックスは「産業素材事業セグメント」から、静岡ロジスティクス㈱は「特殊素材事業セグメント」から「その他セグメント」に変更しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 特種東海マテリアルズ(株) (注) 2	静岡県島田市	70	産業素材事業	100.0	当社が原材料を 購入
(株)テクノサポート (注) 5	静岡県島田市	32	産業素材事業	100.0	当社が工場諸作 業等を委託
特種メーテル(株)	静岡県沼津市	10	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品加 工を委託
(株)TTトレーディング (注) 2、4	東京都中央区	50	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品 を販売
特種東海エコロジー(株) (注) 2	静岡県富士市	200	生活商品事業	79.5	当社が商品等 を販売
(株)ライフ (注) 2、3	静岡県島田市	400	生活商品事業	100.0	当社が紙製品を 販売 役員の兼任あり
(株)レックス (注) 5	静岡県島田市	30	その他	100.0	当社が燃料を 購入 資金援助あり
(株)特種東海フォレスト	静岡県島田市	140	その他	100.0	当社が土木・造 園工事及び山林 事業を委託
静岡ロジスティクス(株) (注) 5	静岡県駿東郡長 泉町	20	その他	100.0	当社が製品輸送 ・保管を委託
(持分法適用関連会社) 大一コンテナ(株)	静岡県島田市	125	産業素材事業	30.0	当社が紙製品を 販売
(株)竹尾	東京都千代田区	330	特殊素材事業	22.9	当社が紙製品を 販売

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. (株)ライフについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	12,173 百万円
(2) 経常利益	107
(3) 当期純損失(△)	△101
(4) 純資産額	2,517
(5) 総資産額	12,993

4. (株)TTトレーディングについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	8,138 百万円
(2) 経常利益	146
(3) 当期純利益	91
(4) 純資産額	947
(5) 総資産額	4,227

5. 平成28年4月1日より(株)テクノサポートは「その他セグメント」から「産業素材事業セグメント」に変更を、(株)レックスは「産業素材事業セグメント」から、静岡ロジスティクス(株)は「特殊素材事業セグメント」から「その他セグメント」に変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成28年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
産業素材事業	455 (105)
特殊素材事業	475 (74)
生活商品事業	287 (72)
報告セグメント計	1,217 (251)
その他	190 (47)
全社 (共通)	90 (6)
合計	1,497 (304)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
856	39歳 11ヵ月	18年 5ヵ月	6,217,997

セグメントの名称	従業員数 (名)
産業素材事業	349
特殊素材事業	378
生活商品事業	39
報告セグメント計	766
全社 (共通)	90
合計	856

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙㈱及び東海パルプ㈱からの通算勤続年数となっております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには特種東海製紙労働組合等が組織されており、平成28年3月31日現在の労働組合の組合員数合計は1,027名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループは、平成26年度にスタートした第三次中期経営計画のもと、「変革への挑戦、そして未来へ」を基本テーマに、5つの重点項目「新商品の開発、新規分野への進出、海外展開、他社・他産業との部分提携、基盤事業の構造改革」に向けた諸施策を推進してまいりました。

特殊素材事業におきましては、開発テーマ「NaSFA(ナスファ)」のもと、ナノ素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の検討を大学との共同開発を含め、進めています。また、新規偽造防止技術の確立、技術融合型機能紙の開発等を引き続き推進しております。

加えて、次世代の柱となる事業を立ち上げるため新たなシートの開発に注力するなど、様々なニーズに対応した新規テーマにも積極的に取り組んでおります。

産業素材事業におきましては、平成28年1月に当社島田工場チップサイロの再建工事が完了しました。また、島田工場では購入電力量の抑制やCO₂排出量の削減を目的とした新バイオマスボイラーの建設を進めており、平成29年1月の完成、運転開始を目指しております。

生活商品事業におきましては、連結子会社の㈱トライフにて新タオル抄紙機1号機が昨年2月に稼働しました。これに続き平成28年3月には、多品種の製品を生産可能とする新タオル抄紙機2号機が完成しました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高は78,460百万円（前年同期比0.5%減）とほぼ横ばいとなりましたが、営業利益は3,750百万円（前年同期比51.4%増）、経常利益は3,926百万円（前年同期比42.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,498百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益204百万円）の増益となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①産業素材事業

主力製品である段ボール原紙は、特定需要商品等が低調に推移し、販売数量が前年同期を下回りました。クラフト紙につきましては、季節需要商品等の販売数量が前年同期を下回りました。その一方で、成長戦略として昨年2月に更新工事が完了した赤松水力発電所が利益に寄与しました。

この結果、当セグメントの売上高は37,938百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益は907百万円（前年同期は営業利益60百万円）となりました。

②特殊素材事業

特殊機能紙は、電子化の進行等の影響を受け、販売数量は減少しましたが、プレミアム付き商品券の特需等が寄与して、売上は堅調に推移しました。一方、特殊印刷用紙は、新製品「エアラス」の拡販に努め、高級印刷用紙の売上は増加傾向にあるものの、出版向けの需要減少等により、ファンシーペーパーの販売が減少し、販売数量は前年同期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は22,098百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は2,439百万円（前年同期比13.0%増）となりました。

③生活商品事業

ペーパータオルは、販売先ごとのきめ細かな営業活動等により、販売数量は前年同期を上回り、販売価格は、ほぼ横ばいで推移しました。トイレットペーパーにつきましては、販売数量は前年同期並みでしたが、価格の維持に努めた結果、堅調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は16,940百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益は538百万円（前年同期比27.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は9,017百万円となり、前連結会計年度末に比べ592百万円の増加となりました。

連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は8,622百万円となり、前連結会計年度に比べ833百万円の増加となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益の増加であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は7,097百万円となり、前連結会計年度に比べ1,140百万円の減少となりました。主な要因は、投資有価証券の売却であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は928百万円となり、前連結会計年度に比べ1,532百万円の増加となりました。主な要因は、有利子負債の減少であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業	45,932	△5.9
特殊素材事業	19,224	0.2
生活商品事業	15,333	△15.6
報告セグメント計	80,489	△6.6
その他	-	-
合計	80,489	△6.6

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価格によっており、自社利用分も含まれております。
 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
その他	1,578	7.3	882	10.3

- (注) 1 受注実績は、その他のうち土木・造園工事について記載しております。
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業	37,938	△0.9
特殊素材事業	22,098	0.3
生活商品事業	16,940	0.6
報告セグメント計	76,977	△0.2
その他	1,483	△12.2
合計	78,460	△0.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	16,221	20.6	15,944	20.3

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 組織活性化

平成28年4月1日に代表取締役社長をはじめとした経営体制の大幅な刷新を図りました。

新経営体制の発足にあたり、経営方針「ユニークな中堅メーカーとしての強みを生かして、顧客満足度の最大化を推進し、利益の最大化を目指す」を掲げ、その実現に向けてスタートしております。

当社グループが中堅メーカーとしての強みを活かすための重要なキーワードとして「小回り・スピード・ニッチ・横のコミュニケーション・全社一丸」の5項目を掲げ、経営方針の達成に向けてカンパニー制を導入しました。これまでの3事業グループ制を3事業カンパニー制に改編すると共に、従来以上の責任と権限をカンパニーCEOに移譲することにより、経営のスピードアップを図ってまいります。

また、「技術と品質の特種東海製紙」を標榜し、顧客からの信頼を確立すべく、カンパニーには属さない品質保証センターを設置し、横断的な品質監視体制を推進してまいります。さらに、「新商品の開発」「新規事業の推進」「新市場としての海外展開」を実現するため、フィブリック事業本部・研究開発センター・海外事業本部を加えた2事業本部2センターを社長直轄としております。

(2) 新商品の開発

当社グループでは、4つのフューチャーテクノロジー（ナノテクノロジー・偽造防止技術・技術融合・新加工技術）をターゲットに定め、各頭文字をとり開発テーマ名を「NaSFA」と命名しております。このテーマのもと、増設したコーターヘッドの活用と低密度化技術の応用、産学連携による黒透かし技術の共同開発、グループ各社の多彩な技術の融合などによる新商品の開発に取り組んでまいります。また、大学・研究機関との連携強化、新設備の導入などによる新技術の探索にも取り組んでまいります。

(3) 新規事業の推進

フィブリック（リチウムイオン二次電池用セパレータ）をはじめ、新たなシート状物の開発など製紙関連技術の応用に加え、新タオルマシンによるタオル製品のバリエーション強化と新たな高付加価値製品の模索、社有林の有効活用を目的とした「南アルプス事業本部」の設置など、新規分野への進出に取り組んでまいります。

(4) 海外事業の推進

今後も高い成長が期待できるアジア地域を中心として、当社技術と現地製紙メーカーの設備や販売チャネルとを組み合わせることで新商品の開発・販売に取り組んでまいります。また、当社特有の技術を活かし、海外メーカーと紙以外の新しいシート状物の開発にも取り組んでまいります。

(5) 他社・他産業との部分提携

当社は平成28年4月25日に日本製紙株式会社と、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業の更なる強化を実現すべく、島田工場の分社化及び新製造会社への日本製紙株式会社による出資並びに両社販売機能の統合に係る統合契約を締結し、平成28年10月の事業提携開始に向け準備を進めてまいります。シナジーを追求し、本事業における競争力強化と両社の本事業の成長および発展を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 製品市況の変動

当社グループは、紙パルプの製造販売及び加工を主な事業としており、これら産業素材事業、特殊素材事業及び生活商品事業の売上高の連結売上高に占める割合は、平成28年3月期に98.1%となっております。これらの製品市況が全て同時に変動するわけではありませんが、諸要因により、この製品市況に変動があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原燃料価格の変動

当社グループの主な事業である製紙事業の原燃料である古紙、チップ、パルプ及び重油等は、国際市況や国内需給の影響を大きく受けるため、その影響により原燃料価格が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 取引先の信用リスク

当社グループの取引先の経営状況が、市場の変動や業界再編成などにより財務上の問題に直面した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 海外情勢の影響

当社グループは、原燃料であるチップ、パルプ及び重油の多くを海外より調達しております。このため、現地の政情や治安の不安定化、法令や政策の変更、経済状況の悪化等の事業環境に変化が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替の変動

当社グループは、海外より調達する原燃料の購入に際して為替変動による影響を受けます。このため、為替予約等のリスクヘッジを行い為替変動の影響を軽減すべく努めておりますが、影響を全て排除することは不可能であります。

(6) 金利の変動

当社グループは、設備投資に関する資金及び運転資金を、主として金融機関からの借入により調達しており、総資産に対する有利子負債の比率が平成28年3月末では32.2%となっております。その有利子負債のうち変動金利分について、金利の上昇等があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 環境関連の法的規制

当社グループは、各種事業において環境関連の法規制の適用を受けております。このため、これらの規制の改定等に対応することにより、生産活動が制限されたり、高額な費用負担や環境対策設備の設置等、コストの増加につながることもあり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害や感染症及び事故による影響

当社グループは、製造ラインの突発的な中断による潜在的なマイナス影響を最小限にするため、定期的な予防保全を行っております。また、感染症や、災害事故等不測の事態発生に備え、影響を最小限にするための教育・訓練等を実施しており、特に地震対策については、当社内に緊急時の対応組織を設け、臨機応変に対応することにしております。しかし、これらの影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。また、当社グループの工場及び施設の多くは静岡県にあり、大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 購入電力の価格による影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、多くの原子力発電所が運転を停止したままであり、わが国における電力供給が震災前の安定感を取り戻したとは言えません。

当社グループの工場及び施設の多くは、東京電力及び中部電力の管轄内にあります。よって、これら電力会社からの購入電力価格の上昇等があった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は平成27年10月7日に日本製紙株式会社（以下「日本製紙」といいます。）との間で、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」といいます。）の更なる強化を実現すべく、当社島田工場（以下「島田工場」といいます。）の分社化及び新製造会社（島田工場の分社化のために当社が設立した準備会社。以下「新製造会社」といいます。）への日本製紙による出資並びに本事業における当社及び日本製紙の販売機能の統合（上記一連の取引を以下「本事業提携」と総称します。）に係る基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

本基本合意書に基づき、両社是对等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ねて参りましたが、両社は、平成28年4月25日に開催いたしました両社取締役会における決議を経て、同日付で、本事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約及び新製造会社と新販売会社（平成28年8月中旬迄を目処に、両社の販売機能の統合のために日本製紙が設立する予定の準備会社。）を共同して運営することについて合意した株主間契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（注記事項）（重要な後発事象）」をご覧ください。

6 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、原材料の開発、製品開発と生産工程に関わる技術開発に重点をおいて行っております。また、4つの技術力（NaSFA（①ナノテクノロジー（FIBLIC（リチウムイオン二次電池向けセパレータ）の開発、TT-除染シート（放射性物質吸着シート）セルロースナノファイバーの開発）、②偽造防止技術、③技術融合、④新規加工技術（エアラス（高級印刷用紙））、新規事業分野への進出に取り組んでおります。

現在の研究開発は当社のフィブリック事業本部及び総合開発センター研究開発本部において推進されております。研究開発スタッフは、グループ全員で44名ののぼり、これは総従業員の約3%に相当します。

当連結会計年度における各セグメント別の研究の目的、主要課題、研究成果は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は711百万円ですが、セグメント別の研究開発費につきましては、特定のセグメントに区分することが困難なため、記載しておりません。

(1) 産業素材事業

産業素材事業では、ライナー、中芯、クラフト紙の品質改善とコストダウンに注力しております。原材料・処方・設備などの全ての面で見直しを行っております。

(2) 特殊素材事業

特殊素材事業では、新規加工技術による商品開発、新規事業分野進出に力をいれております。国内事業においては、主力商品のファンシーペーパー、高級印刷用紙、偽造防止用紙、圧着ハガキ用紙において、商品開発に力を注いでおります。今期は、昨年製品化に成功したエアラスの厚口の開発に成功しました。それ以外にも新規の情報用紙、新規のファンシーペーパー等、計3件の新商品開発に成功しました。放射性物質除去シート（TT-除染シート）は備蓄用土嚢として採用いただき、また最終処分場等でも継続的に使用いただいております。更に、福島第一原発の排水路に放射性物質漏洩防止フィルターとして試験的に設置されました。

(3) 生活商品事業

生活商品事業では、新たに導入した新抄紙機（N2）へ対応すべく検討を進め、新抄紙機立ち上げに貢献しました。また、新抄紙機を含め、シート製造技術、加工技術の技術融合の一環として、新たな商品開発を進めています。

(4) 知的財産について

期間中に申出された特許等の知財の件数は31件（特許24件、商標7件）、登録された特許等の知財の件数は13件（特許8件、商標5件）となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、126,945百万円となり、前連結会計年度末に比べて84百万円の増加となりました。主な要因は、有形固定資産の増加によるものであります。

負債は、62,410百万円となり、前連結会計年度末に比べて553百万円の減少となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の減少によるものであります。

純資産は、64,535百万円となり、前連結会計年度末に比べて637百万円の増加となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。自己資本比率は50.4%となり、前連結会計年度末に比べて0.3ポイント上昇しました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(6) 資本の財源及び流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、産業素材事業及び特殊素材事業、生活商品事業で新規設備の導入や原価低減、品質改善等を目的として全体で8,080百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資にはソフトウェア関連等への投資を含めております。

各セグメントでは、産業素材事業で5,111百万円、特殊素材事業で1,353百万円、生活商品事業で1,403百万円、報告セグメント以外で213百万円の投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	山林 (面積千㎡)	その他		合計
本社事務所他 (東京都 中央区他)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 その他	統括業務 販売業務	90	10	-	-	118	219	149
島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業 生活商品事業	パルプ・洋 紙・板紙設備	6,773	14,757	2,848 (465)	-	127	24,506	322
赤松発電所 (静岡県 島田市)	産業素材事業 生活商品事業	水力発電	215	1,199	44 (10)	-	29	1,489	1
賃貸設備 (静岡県 島田市他)	産業素材事業 生活商品事業 その他	事務所 工場他	523	736	1,712 (354)	-	330	3,302	-
横井工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	洋紙設備	438	514	91 (47)	-	2	1,046	38
三島工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	5,855	6,093	5,137 (164)	-	250	17,337	299
岐阜工場 (岐阜県 岐阜市)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	300	280	652 (12)	-	11	1,244	47
社有林 (静岡県 静岡市他)	その他	-	0	-	-	640 (257,006)	0	641	-

(注) 1 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産等であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 提出会社の静岡オフィス及び大阪営業所、中部営業所は、帳簿価額が少額なため本社事務所他に含めて表示しております。

3 上記の他、主要な賃借の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
特種東海製紙(株)	本社事務所 (東京都中央区)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 その他	建物	167

(2) 国内子会社

① 株式会社トライフ

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	1,431	3,463	83 (5)	178	5,156	118
関東工場 (栃木県 栃木市)	生活商品事業	紙加工設備	381	256	473 (26)	4	1,117	9
金谷工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	249	566	-	31	847	11
富士工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	紙加工設備	175	105	350 (23)	3	635	16

② 特種東海エコロジー株式会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
鷹岡工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	家庭紙設備	282	1,082	534 (29)	10	1,910	88

(注) 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	新バイオマス ボイラー設置	7,880	2,077	自己資金及び 借入金	平成27年 4月	平成29年 1月	最大発電量 22,700kwh
静岡ロジステ イクス㈱ (静岡県 駿東郡 長泉町)	特殊素材事業	新倉庫建設	1,523	53	自己資金及び 借入金	平成27年 8月	平成30年 6月	-

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	450,000,000
計	450,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	163,297,510	163,297,510	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	163,297,510	163,297,510	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成20年6月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	47(注)1	47(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000(注)1	47,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月29日 至 平成40年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 162 1株当たり資本組入額 81 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役 役、監査役のいずれの地位も 喪失した日の翌日以降10日間 に限り、新株予約権を行使す ることができる。 ②新株予約権者が死亡した場 合は、相続人がこれを行使す ることができるものとする。か かる相続人による新株予約権 の行使の条件は、下記③の契 約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取 締役会決議に基づき、当社と 新株予約権者との間で締結す る「新株予約権割当契約」に 定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社の取締役会の 承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件</p> <p>上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由</p> <p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価161円を合算しております。

(平成21年7月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	46(注)1	46(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注)1	46,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 218 1株当たり資本組入額 109 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価217円を合算しております。

(平成22年7月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	83(注)1	83(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000(注)1	83,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月11日 至 平成42年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 186 1株当たり資本組入額 93 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件</p> <p>上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由</p> <p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価185円を合算しております。

(平成23年7月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	145(注)1	133(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145,000(注)1	133,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成43年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 116 1株当たり資本組入額 58 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価115円を合算しております。

(平成24年7月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	154(注)1	141(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	154,000(注)1	141,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月11日 至 平成44年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 173 1株当たり資本組入額 87 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価172円を合算しております。

(平成25年7月18日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	130(注)1	118(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,000(注)1	118,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月13日 至 平成45年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 173 1株当たり資本組入額 87 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価172円を合算しております。

(平成26年7月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	162(注)1	149(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注)1	149,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月13日 至 平成46年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 192 1株当たり資本組入額 96 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価191円を合算しております。

(平成27年8月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	134(注) 1	123(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,000(注) 1	123,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月16日 至 平成47年9月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 301 1株当たり資本組入額 151 (注) 2, 3	同左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価300円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成19年6月8日 (注)	9,400,000	163,297,510	1,485	11,485	1,485	3,985

(注) 第三者割当増資による増加であります。

発行価格 1株につき316円

資本組入額 1株につき158円

割当先 三菱商事株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	38	20	307	88	5	12,818	13,276	—
所有株式数 (単元)	—	41,935	262	66,468	7,282	5	46,321	162,273	1,024,510
所有株式数の 割合 (%)	—	25.84	0.16	40.96	4.49	0.00	28.55	100	—

(注) 1 自己株式14,737,156株は、「個人その他」に14,737単元、「単元未満株式の状況」に156株含まれておりま
す。

2 「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	13,800	8.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)(注1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,232	3.82
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	5,759	3.53
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目6-12	5,501	3.37
新生紙パルプ商事株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8	5,031	3.08
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2-60	4,901	3.00
特種東海製紙取引先持株会	東京都中央区八重洲2丁目4-1	4,558	2.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,714	2.27
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7-5	3,000	1.84
株式会社竹尾	東京都千代田区神田錦町3丁目12-6	2,637	1.62
計	—	55,134	33.76

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,393千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分360千株、投資信託設定分1,641千株、その他信託分392千株となっております。

2 上記のほか、当社が所有している自己株式が14,737千株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,737,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 147,536,000	147,536	—
単元未満株式	普通株式 1,024,510	—	—
発行済株式総数	163,297,510	—	—
総株主の議決権	—	147,536	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式156株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町 4379番地	14,737,000	—	14,737,000	9.02
計	—	14,737,000	—	14,737,000	9.02

(9) 【ストックオプション制度の内容】

①平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役3名） 当社子会社の役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

②平成21年6月23日開催の定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名） 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

③平成22年7月23日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

④平成23年7月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤平成24年7月17日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑥平成25年7月18日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑦平成26年7月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑧平成27年8月12日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名（うち社外取締役2名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	13,628	4,910,160
当期間における取得自己株式	1,523	504,125

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増し請求)	650	200,750	—	—
(新株予約権の権利行使)	—	—	61,000	11,463,000
保有自己株式数	14,737,156	—	14,677,679	—

(注) 1 当期間における処理自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式数は含めておりません。

2 当期間における保有自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界にあって、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、期末配当は1株当たり2.5円とさせていただき、先に実施いたしました中間配当2.5円と合わせて、年間配当は1株当たり年5円とさせていただきました。

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日としております。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月13日 取締役会決議	371	2.5
平成28年6月24日 定時株主総会決議	371	2.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	211	238	235	296	416
最低(円)	138	165	181	202	270

(注) 上記株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

(2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	406	416	391	371	389	406
最低(円)	323	370	346	305	325	364

(注) 上記株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

5 【役員 の 状 況】

男性12名 女性2名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員		松田 裕司	昭和37年 6月10日生	昭和60年3月 特種製紙(株)入社 平成9年9月 東京大学博士号(農学)取得 平成18年3月 特種製紙(株)理事営業本部副本部長兼営業企画部長、特種紙商事(株)(現(株)T T トレーディング)代表取締役社長 平成21年6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長 平成23年6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 平成24年6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 平成28年4月 同 代表取締役社長社長執行役員(現職)	(注) 3	12,460
取締役 専務執行役員	経営企画管理 室長	大島 一宏	昭和32年 6月8日生	昭和55年4月 大倉事業(株)入社 平成11年2月 東海バルブ(株)入社 平成19年4月 当社秘書室長 東海バルブ(株)総務人事部長 平成22年6月 当社取締役社長室長 平成23年6月 同 取締役社長室長兼産業素材事業グループ副事業グループ長 平成25年4月 同 取締役社長室長兼生活商品事業グループ長 平成26年6月 同 取締役専務執行役員社長室長 平成27年6月 同 取締役専務執行役員産業素材事業グループ長 平成28年4月 同 取締役専務執行役員経営企画管理室長(現職)	(注) 3	19,000
取締役 常務執行役員	財務・ I R 室 長	関根 常夫	昭和31年 11月5日生	昭和54年4月 (株)三菱銀行入行 平成6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年5月 (株)東京三菱銀行開発金融部次長 (航空機G r 担当) 平成16年5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 (株)三菱東京U F J 銀行ストラクチャードファイ ナンス部長 平成21年5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年6月 同 執行役員財務・I R 室長 平成22年4月 同 財務・I R 室長 平成22年6月 同 取締役財務・I R 室長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員財務・I R 室長 (現職)	(注) 3	16,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	海外事 業本部 長	柳川 勝彦	昭和31年 12月8日生	昭和55年4月 三菱商事(株)入社 平成24年4月 同 理事関西支社副支社長兼繊維原料資材部長 平成25年4月 同 理事独国三菱商會社社長兼欧州・アフリ カ統括補佐(北・中・東欧)兼ベルリン支店長 兼フランクフルト支店長 平成28年4月 同 生活産業グループ付 平成28年5月 当社海外事業推進センター長付 平成28年6月 同 取締役常務執行役員海外事業本部長 (現職)	(注) 3	—
取締役 執行役員	生活商 品カン パニー CEO 兼(株)ト ライフ 代表取 締役社 長	紅林 昌巳	昭和27年 5月26日生	昭和50年4月 東海パルプ(株)入社 平成20年6月 同 取締役常務執行役員工場長 平成21年6月 当社取締役執行役員 東海パルプ(株)取締役常務執行役員工場長 平成23年6月 当社常務取締役総合開発センター長 兼技術開発本部長 平成26年6月 同 取締役執行役員生活商品事業グループ長 (株)トライフ代表取締役社長(現職) 平成28年4月 当社取締役執行役員生活商品カンパニーCEO (現職) (重要な兼職の状況) (株)トライフ代表取締役社長	(注) 3	38,000
取締役 執行役員	産業素 材カン パニー CEO	渡邊 克宏	昭和35年 10月6日生	昭和58年4月 キヤノン(株)入社 平成11年4月 東海パルプ(株)入社 平成22年6月 当社執行役員産業素材事業グループ島田工場長 兼原動部長 平成24年2月 同 執行役員産業素材事業グループグループ統 括部担当 平成25年4月 同 マネージングディレクター産業素材事業グ ループ副事業グループ長 平成25年7月 同 マネージングディレクター社長室経営企画 部長 平成26年6月 同 取締役執行役員総合開発センター長 平成28年4月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO (現職)	(注) 3	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	フィブリック 事業本 部長	毛利 豊寿	昭和41年 6月22日生	平成3年3月 特種製紙㈱入社 平成15年4月 同 総合技術研究所長兼技術研究所長 平成18年3月 同 理事特殊機能紙事業部長 平成19年4月 同 執行役員生産本部三島工場長 平成20年4月 同 執行役員生産本部副本部長 平成22年6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長 兼基礎研究所長 平成23年6月 同 マネージングディレクター総合開発センタ ー先端素材開発本部長 平成26年6月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長 (現職)	(注) 3	8,460
取締役 執行役員	特殊素 材カン パニー CEO	大沼 裕之	昭和40年 2月23日生	昭和62年3月 特種製紙㈱入社 平成17年4月 同 東京支店長兼東京営業部長 兼特殊印刷用紙部長 平成18年3月 同 東京支店長兼特殊印刷用紙部長兼営業企画 部担当部長兼海外営業担当専任部長 平成20年4月 同 営業開発本部ファンシー営業開発部長 平成21年4月 同 営業開発本部機能紙営業部長 平成22年4月 当社特殊素材事業グループ営業開発本部機能紙 営業部長 平成25年7月 同 特殊素材事業グループ営業本部長 平成26年6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業本部長 平成28年4月 同 執行役員特殊素材カンパニーCEO 平成28年6月 同 取締役執行役員特殊素材カンパニーCEO (現職)	(注) 3	2,730
取締役 執行役員	産業素 材カン パニー COO 兼島田 工場長 兼経営 企画管 理室南 アルプ ス事業 本部長	佐野 倫明	昭和41年 1月31日生	平成元年4月 大昭和製紙㈱入社 平成16年12月 特種製紙㈱入社 平成22年4月 当社特殊素材事業グループ三島工場長 平成22年6月 同 執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 平成24年6月 同 マネージングディレクター特殊素材事業グ ループ副事業グループ長兼三島工場長 平成26年6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 平成27年6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グル ープ長兼島田工場長 平成28年4月 同 執行役員産業素材カンパニーCOO 兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業 本部長 平成28年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCOO 兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業 本部長 (現職)	(注) 3	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)		木村 実	昭和21年 6月18日生	昭和46年4月 東京大学助手農学部採用 昭和53年10月 アメリカ合衆国、ニューヨーク州立大学博士研究員 昭和59年4月 大蔵省印刷局入局 平成14年7月 財務省印刷局製造部長 平成15年4月 独立行政法人国立印刷局理事 (開発部、セキュリティ製品事業部担当) 平成21年4月 東京大学大学院農学生命科学研究科製紙科学研究室特任教授 (現職) 平成28年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 東京大学大学院農学生命科学研究科製紙科学研究室特任教授	(注) 3	—
取締役 (社外)		大竹 優子	昭和50年 7月18日生	平成10年4月 ソニー(株)入社 平成14年7月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ出向 平成17年4月 ソニーピクチャーズ・エンタテインメント出向 平成19年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ出向 平成20年7月 ソニー(株) 平成23年9月 デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株)入社 平成26年2月 同 取締役ジャパンディレクター (現職) 平成28年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株) 取締役ジャパンディレクター	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常任監査役 (常勤)		三谷 充弘	昭和31年 1月28日生	昭和55年4月 ㈱静岡銀行入行 平成15年6月 同 審査第一グループ長 平成16年4月 特種製紙㈱経営戦略室長 平成17年4月 同 経営企画本部長兼経営戦略室長 平成17年8月 同 理事経営企画本部長兼経営戦略室長 平成18年3月 同 執行役員社長室長 平成19年4月 同 執行役員総合企画本部副本部長 当社財務・IR室長 平成19年7月 特種製紙㈱執行役員総合企画本部長 当社財務・IR室長 平成21年4月 (公財) 紙の博物館監事(非常勤)(現職) 平成21年6月 当社常任監査役(常勤監査役)(現職) (重要な兼職の状況) (公財) 紙の博物館監事(非常勤)	(注) 4	41,600
監査役 (社外)		大倉 喜彦	昭和14年 4月22日生	昭和37年4月 大倉商事㈱入社 平成7年6月 ㈱ホテルオークラ監査役 中央建物㈱取締役 平成10年6月 大倉商事㈱代表取締役社長 平成11年12月 (公財) 大倉文化財団理事(現職) 大倉集古館館長(現職) 平成12年6月 ㈱リーガルコーポレーション社外監査役(現職) 西戸崎開発㈱社外取締役(現職) 平成13年6月 ㈱ニッピ社外監査役(現職) ㈱ホテルオークラ取締役 平成13年9月 ㈱ホテルオークラ新潟社外取締役(現職) 平成14年6月 中央建物㈱代表取締役社長(現職) (学) 東京経済大学理事・評議員 東海パルプ㈱社外監査役 平成15年4月 (学) 関西大倉学園理事(現職) 平成19年4月 当社社外監査役(現職) 平成22年6月 ㈱ホテルオークラ取締役会長(現職) (重要な兼職の状況) 中央建物㈱代表取締役社長 ㈱リーガルコーポレーション社外監査役 ㈱ホテルオークラ取締役会長 ㈱ニッピ社外監査役 ㈱ホテルオークラ新潟社外取締役 西戸崎開発㈱社外取締役 (公財) 大倉文化財団理事 (学) 関西大倉学園理事	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (社外)		上田 廣美	昭和34年 6月28日生	昭和57年4月 日本ビクター(株)入社 平成7年10月 リファインテック(株)入社 平成11年4月 亜細亜大学法学部講師 駿河台大学法学部非常勤講師 平成13年4月 亜細亜大学法学部助教授 平成18年4月 同法学部教授(現職) 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師 平成24年9月 エクス・マルセイユ大学客員教授(現職) 平成27年6月 当社社外監査役(現職) (重要な兼職の状況) 亜細亜大学教授	(注) 4	—
				計		144,250

- (注) 1 取締役木村実氏及び大竹優子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役大倉喜彦氏及び上田廣美氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成28年6月24日の定時株主総会の時から平成29年3月期にかかる定時株主総会終了の時までであります。
- 4 監査役任期は、平成27年6月19日の定時株主総会の時から平成31年3月期にかかる定時株主総会終了の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
河合 稔	昭和33年 3月10日生	昭和55年4月 東海パルプ(株)入社 平成19年4月 同 財務部長 平成21年6月 当社財務・IR室副室長 平成25年7月 同 財務・IR室経理管理部長 平成27年6月 同 監査室長兼内部統制室長 平成28年4月 同 内部統制・監査室長(現職)	(注) 2	7,000
神 洋明	昭和24年 4月8日生	昭和54年4月 弁護士(現職) 平成12年4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成15年10月 特種紙商事(株)(現(株)T Tトレーディング) 社外監査役 平成26年4月 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 [重要な兼職の状況] 弁護士 東亜道路工業(株)社外監査役	(注) 2	—

- (注) 1 神洋明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 2 補欠監査役任期は、就任した時から退任した監査役任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は、事業を取り巻く経営環境の変化に適切かつ迅速に対応し、機動的かつスピーディーな業務執行を行うため、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに業務執行責任を明確にするため執行役員制度を導入しております。なお、取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

執行役員	山本 実	産業素材カンパニー技術本部長
執行役員	浅見 明彦	産業素材カンパニー物資本部長、資材部長
執行役員	杉村 英樹	産業素材カンパニー営業本部長
執行役員	影山 正樹	特殊素材カンパニー三島工場長
執行役員	福井 里司	経営企画本部長代行
執行役員	尾崎 光明	特殊素材カンパニー営業本部長代行
執行役員	田中 浩之	総務人事本部長代行、総務部長
執行役員	田中 秀紀	品質保証センター長代行、産業・生活品質保証部長
執行役員	秋山 宏介	研究開発センター長代行

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

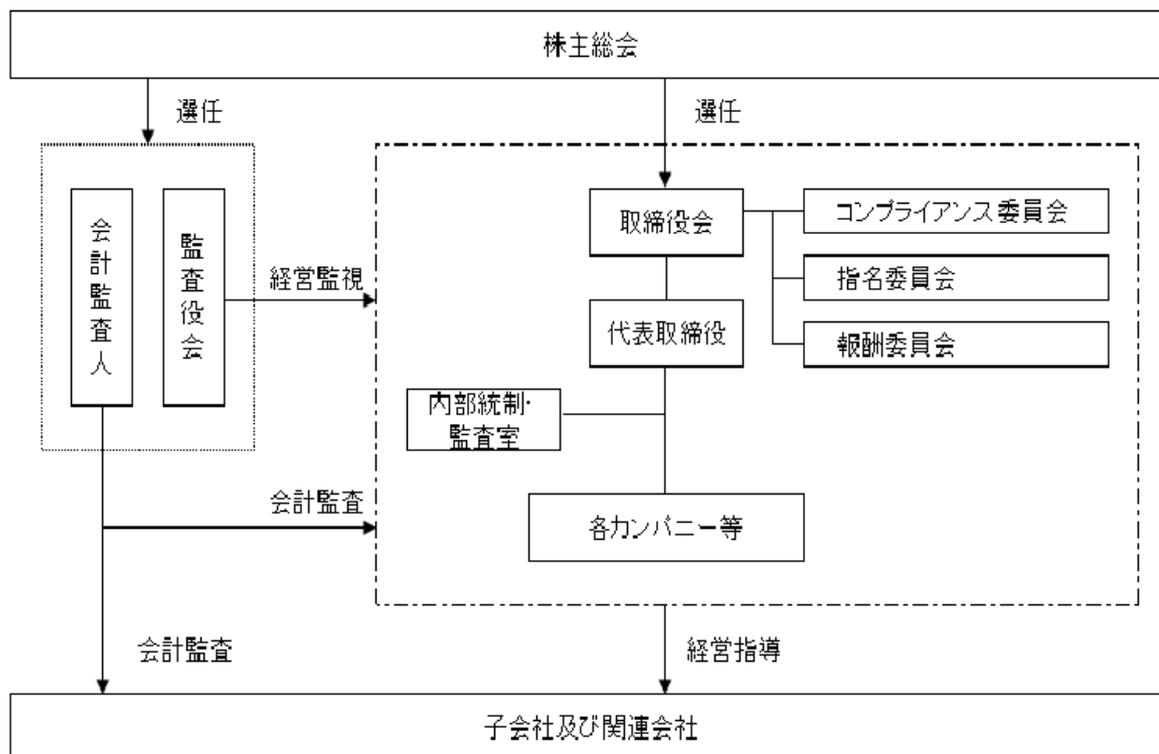
当社はコーポレート・ガバナンスについて、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼・支持され続ける企業であるために、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化・充実に努める必要があると考えております。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、平成28年6月24日現在で、取締役11名、監査役3名を選任しております。監査役会は、取締役で構成された取締役会に出席し、積極的な監査活動を行い、取締役会は、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略策定、業務監督等に対して迅速に対応しております。また、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成されるコンプライアンス委員会・指名委員会・報酬委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンスを統括し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。指名委員会及び報酬委員会は、役員の選解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。

業務執行上の課題解決、業務改善の進捗・効果確認、意思統一を目的とした「カンパニー実績報告会」を月1回、「事業本部及びセンター実績報告会」を隔月に1回開催し、当社の各部門及び子会社各社の業務遂行状況・業務報告を行っております。さらに経営上の重要課題を審議する「常務会」を適宜開催し、経営課題等について情報の共有化を図る「執行役員連絡会」を原則毎週1回開催しております。



(取締役及び監査役の定数並びに取締役の資格制限)

当社は、取締役を15名以内、監査役を4名以内とする旨を定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては、特に定款において定めはありません。

(取締役及び監査役の選任の決議要件)

当社の取締役及び監査役は、株主総会によって選任され、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(取締役の解任の決議要件)

当社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社制度を採用している理由は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えているからです。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を定め、この方針に則り、業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスク管理に努めるとともに、経営環境の変化に際し、随時更新・維持・改善をしております。

また、当社は、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社の組織及び体制に関する重要事項の審議、承認及び取締役会への上程・報告を行っております。

なお、当社は金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、本基本方針のもと財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を作成することとしております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社及び当社グループ会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、当社グループのリスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っております。また、リスクマネジメントについての教育を全社的に実施し、その体制についての整備・運用状況の評価のため、評価対象ごとにそれぞれ個別ヒアリングを実施しております。その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施しております。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は「グループ会社管理規定」を定め、子会社を含む関係会社が整備すべき管理体制および遵守すべき事項ならびに当社のグループ会社の管理に関する主要な事項について、各グループ会社に周知し、グループ管理体制を構築しております。また、グループ会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、グループ会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理しております。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、業務執行の適正性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査室（5名）を設置しております。内部統制・監査室は、年間の監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性について監査し、評価と提言を行っております。また、内部監査結果は、社長及び監査役に報告するとともに、必要に応じて取締役会においても報告しております。

当社の監査役は3名でそのうち2名は社外監査役であります。常任監査役（常勤監査役）三谷充弘は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社監査役は、監査計画に従い、当社及び当社グループ会社の重要な会議への出席や稟議書を初めとした各種書類の閲覧及びヒアリングを行い、内部統制・監査室と連携し、効率的な監査の実施を行っております。具体的には、取締役会に出席して必要に応じて発言するとともに、全稟議書を閲覧して取締役や使用人に説明を求め、是正が必要な場合には助言を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任し監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大谷秋洋、田中敦の2名であります。

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名及びその他7名であります。また、監査役会とも定期的に意見交換をすることでお互いを補完する関係を構築しております。

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外取締役及び社外監査役

イ. 員数、当社との人的・資本的關係又は取引その他の利害關係及び選任状況に関する当社の考え方

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

当社社外取締役である木村実は、官公庁での紙に関する研究開発や大学での研究等で蓄積された豊富な知識と経験を有していることから、当社研究開発の促進における貴重なアドバイザーとして有益となるものと判断しました。同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、その知識や経験は、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的關係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、現在において、東京大学大学院農学生命科学研究科製紙科学研究室特任教授を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外取締役である大竹優子は、海外企業での豊富な経験や知識を生かし、経営者としての実績を有することから、当社取締役会運営の効率性及び透明性向上ならびに当社グループのダイバーシティ向上への客観的な立場からの助言が期待できることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的關係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は、デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株)の取締役ジャパンディレクターを兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外監査役である大倉喜彦は、企業経営者及び多数の社外役員としての経験、見識に基づき、取締役会・監査役会において意見を述べるなど、経験等を踏まえた独立的判断が発揮されていることから、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。同氏は、当社の株主である中央建物(株)の代表取締役社長であり、平成28年3月末時点において、同社が当社株式3.37%を保有するとともに当社が同社株式を100千株保有する資本的關係がありますが、当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的關係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。同氏は、(株)ニッピの社外監査役を兼任しており、平成28年3月末時点において、同社が当社株式0.31%を保有するとともに当社が同社株式を250千株保有する資本的關係がありますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、公益財団法人大倉文化財団の理事を兼任しており、平成28年3月末時点において、同財団が当社株式0.01%を保有しております。また、同財団は当社の寄付先ですが、3年間の平均額は1,000万円を下回っており僅少であるため重要性はないものと判断しております。同氏は、(株)ホテルオークラの取締役会長を兼任しており、平成28年3月末時点において、当社が同社株式を3千株保有する資本的關係がありますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、(株)リーガルコーポレーションの社外監査役、(株)ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発(株)の社外取締役、学校法人関西大倉学園の理事を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

当社社外監査役である上田廣美は、大学における法学に関する研究活動をもとに、当社のコーポレートガバナンス体制のより一層の強化に寄与していただけたと考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的關係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は、亜細亜大学法学部教授及びエクス・マルセイユ大学客員教授を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

ロ. 当社の企業統治において果たす機能及び役割について

当社は、経営の監視・監督機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しております。

ハ. 選任における当社の独立性に関する基準又は方針の内容

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割を期待し選任しております。

ニ. 監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

社外監査役は会計監査人、その他の監査役及び内部統制・監査室との間で意見交換を行う等、相互に連携を図って監査を実施するなど内部統制の推進に寄与しております。さらに、社外取締役及び社外監査役は、取締役会等においても適宜報告及び意見交換をしております。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	227	193	33	—	—	9
監査役 (社外監査役を除く。)	16	14	2	—	—	1
社外役員	25	21	3	—	—	5

(注) 1 取締役の報酬限度額は平成21年6月23日開催の第2回定時株主総会決議により年額450百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)となっております。

2 監査役の報酬限度額は平成19年2月21日開催の東海パルプ(株)及び特種製紙(株)における株主総会決議により承認された株式移転計画に基づき、年額50百万円以内となっております。

ロ. 当該年度に支払った退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会の決議をもって総額の上限を定め、「報酬委員会」において、その水準、体系、役員個々人の金額等の審議を行っております。

⑥ 株式保有の状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
51銘柄 14,754百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大王製紙(株)	3,871,000	3,987	提携関係の円滑な推進と強化
(株)静岡銀行	1,880,000	2,256	財務関係取引の円滑な推進
レンゴー(株)	1,884,000	958	営業取引の円滑な推進と強化
大成建設(株)	1,325,000	899	事業活動の円滑な推進と強化
(株)トーモク	2,700,000	764	営業取引の円滑な推進と強化
王子ホールディングス(株)	1,500,075	738	提携関係の円滑な推進と強化
日清紡ホールディングス(株)	500,000	576	提携関係の円滑な推進と強化
三菱製紙(株)	4,583,000	394	営業取引の円滑な推進と強化
(株)岡山製紙	850,000	393	営業取引の円滑な推進と強化
大日本印刷(株)	296,000	345	営業取引の円滑な推進と強化
平和紙業(株)	814,100	302	営業取引の円滑な推進と強化
(株)ニッピ	250,000	233	事業活動の円滑な推進と強化
中央紙器工業(株)	100,000	140	営業取引の円滑な推進と強化
昭和パックス(株)	260,000	132	営業取引の円滑な推進と強化
ダイナバック(株)	400,000	116	営業取引の円滑な推進と強化
凸版印刷(株)	100,000	92	営業取引の円滑な推進と強化
(株)キングジム	38,900	31	営業取引の円滑な推進と強化
イチカワ(株)	45,139	13	資材取引の円滑な推進と強化
(株)ホギメディカル	1,700	10	営業取引の円滑な推進と強化
ニッポン高度紙工業(株)	1,000	1	業界の情報収集

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大王製紙(株)	3,871,000	3,673	提携関係の円滑な推進と強化
(株)静岡銀行	1,880,000	1,526	財務関係取引の円滑な推進
レンゴー(株)	1,884,000	1,070	営業取引の円滑な推進と強化
大成建設(株)	1,325,000	985	事業活動の円滑な推進と強化
(株)トーモク	2,700,000	747	営業取引の円滑な推進と強化
王子ホールディングス(株)	1,500,075	678	提携関係の円滑な推進と強化
日清紡ホールディングス(株)	500,000	597	提携関係の円滑な推進と強化
三菱製紙(株)	4,583,000	366	営業取引の円滑な推進と強化
平和紙業(株)	814,100	328	営業取引の円滑な推進と強化
大日本印刷(株)	296,000	296	営業取引の円滑な推進と強化
(株)ニッピ	250,000	164	事業活動の円滑な推進と強化
昭和ボックス(株)	260,000	130	営業取引の円滑な推進と強化
中央紙器工業(株)	100,000	124	営業取引の円滑な推進と強化
ダイナバック(株)	400,000	106	営業取引の円滑な推進と強化
凸版印刷(株)	100,000	94	営業取引の円滑な推進と強化
イチカワ(株)	45,139	12	資材取引の円滑な推進と強化
(株)ホギメディカル	1,700	10	営業取引の円滑な推進と強化
ニッポン高度紙工業(株)	1,000	0	業界の情報収集

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項及びその理由

イ. 自己株式取得の決定

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

ロ. 中間配当の決定

当社は、取締役会決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることが出来る旨を定款で定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	61	—	59	—
連結子会社	—	0	—	0
計	61	0	59	0

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模、特性、監査日数等を勘案した上で定めております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,514	9,167
受取手形及び売掛金	22,157	22,062
商品及び製品	5,742	6,303
仕掛品	668	708
原材料及び貯蔵品	4,817	5,200
繰延税金資産	922	774
その他	1,509	697
貸倒引当金	△9	△52
流動資産合計	44,324	44,861
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	46,765	47,768
減価償却累計額	△29,861	△30,531
建物及び構築物（純額）	※1,※3 16,904	※1,※3 17,237
機械装置及び運搬具	152,774	157,236
減価償却累計額	△124,095	△127,540
機械装置及び運搬具（純額）	※1 28,679	※1 29,695
土地	※1 12,975	※1 12,871
建設仮勘定	2,211	2,196
その他	6,599	6,374
減価償却累計額	△5,359	△5,241
その他（純額）	※1 1,239	※1 1,133
有形固定資産合計	62,009	63,135
無形固定資産		
のれん	117	17
その他	433	341
無形固定資産合計	551	359
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 18,881	※2 17,385
関係会社長期貸付金	145	—
繰延税金資産	184	216
その他	※2 982	※2 1,051
貸倒引当金	△217	△63
投資その他の資産合計	19,975	18,589
固定資産合計	82,536	82,084
資産合計	126,861	126,945

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,887	10,986
短期借入金	※1 14,097	※1 12,894
1年内返済予定の長期借入金	※1 2,026	※1 1,841
未払法人税等	187	448
繰延税金負債	—	6
賞与引当金	398	377
環境対策引当金	148	237
その他	※3 6,330	※3 6,799
流動負債合計	35,076	33,592
固定負債		
長期借入金	※1 24,620	※1 25,924
繰延税金負債	830	372
役員退職慰労引当金	53	56
環境対策引当金	274	—
退職給付に係る負債	975	1,481
資産除去債務	755	789
その他	※3 377	※3 193
固定負債合計	27,886	28,818
負債合計	62,963	62,410
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金	14,471	14,472
利益剰余金	37,204	38,960
自己株式	△3,014	△3,020
株主資本合計	60,146	61,896
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,449	2,616
退職給付に係る調整累計額	△99	△470
その他の包括利益累計額合計	3,349	2,145
新株予約権	129	169
非支配株主持分	271	323
純資産合計	63,897	64,535
負債純資産合計	126,861	126,945

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	78,843	78,460
売上原価	※1,※3 65,212	※1,※3 63,706
売上総利益	13,630	14,753
販売費及び一般管理費	※2,※3 11,153	※2,※3 11,003
営業利益	2,477	3,750
営業外収益		
受取利息	68	63
受取配当金	237	250
受取賃貸料	123	119
受取保険金	26	70
持分法による投資利益	88	79
その他	241	230
営業外収益合計	786	815
営業外費用		
支払利息	341	335
設備維持費用	78	77
その他	82	225
営業外費用合計	502	639
経常利益	2,761	3,926
特別利益		
固定資産売却益	※4 10	※4 44
投資有価証券売却益	—	138
受取保険金	454	0
特別利益合計	464	183
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	※5 783	※5 293
減損損失	※6 470	※6 173
火災損失	※7 1,023	—
異常操業損失	—	※8 215
環境対策引当金繰入額	148	27
産業廃棄物撤去費用	187	—
関係会社貸倒引当金繰入額	101	—
その他	6	0
特別損失合計	2,723	711
税金等調整前当期純利益	502	3,399
法人税、住民税及び事業税	426	612
法人税等調整額	△140	235
法人税等合計	286	847
当期純利益	215	2,551
非支配株主に帰属する当期純利益	10	52
親会社株主に帰属する当期純利益	204	2,498

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	215	2,551
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	478	△882
繰延ヘッジ損益	△0	—
退職給付に係る調整額	119	△371
持分法適用会社に対する持分相当額	39	48
その他の包括利益合計	※ 636	※ △1,204
包括利益	852	1,346
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	840	1,294
非支配株主に係る包括利益	11	52

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	14,475	37,742	△3,031	60,670
当期変動額					
剰余金の配当			△742		△742
親会社株主に帰属する当期純利益			204		204
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△3		20	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△3	△537	16	△523
当期末残高	11,485	14,471	37,204	△3,014	60,146

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,932	0	△218	2,714	115	259	63,760
当期変動額							
剰余金の配当							△742
親会社株主に帰属する当期純利益							204
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	517	△0	119	635	14	11	661
当期変動額合計	517	△0	119	635	14	11	137
当期末残高	3,449	—	△99	3,349	129	271	63,897

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	14,471	37,204	△3,014	60,146
当期変動額					
剰余金の配当			△742		△742
親会社株主に帰属する当期純利益			2,498		2,498
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	1,755	△6	1,749
当期末残高	11,485	14,472	38,960	△3,020	61,896

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,449	－	△99	3,349	129	271	63,897
当期変動額							
剰余金の配当							△742
親会社株主に帰属する当期純利益							2,498
自己株式の取得							△6
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△832	－	△371	△1,204	40	52	△1,111
当期変動額合計	△832	－	△371	△1,204	40	52	637
当期末残高	2,616	－	△470	2,145	169	323	64,535

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	502	3,399
減価償却費	6,706	6,595
減損損失	470	173
のれん償却額	100	100
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1	43
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	78	△21
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△13	3
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	150	△185
受取利息及び受取配当金	△306	△314
受取保険金	△480	△70
支払利息	341	335
持分法による投資損益 (△は益)	△88	△79
有形固定資産除却損	783	293
有形固定資産売却損益 (△は益)	△9	△44
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△138
売上債権の増減額 (△は増加)	391	95
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△971	△983
仕入債務の増減額 (△は減少)	746	△901
未払消費税等の増減額 (△は減少)	151	△209
火災損失	1,023	—
関係会社貸倒引当金繰入額	101	—
産業廃棄物撤去費用	187	—
その他	△378	101
小計	9,486	8,192
利息及び配当金の受取額	306	314
利息の支払額	△343	△333
保険金の受取額	26	524
法人税等の支払額	△1,141	△412
法人税等の還付額	1	337
火災損失の支払額	△546	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,788	8,622

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△78	△126
定期預金の払戻による収入	42	66
有形固定資産の取得による支出	△7,771	△7,602
有形固定資産の除却による支出	△226	△39
有形固定資産の売却による収入	20	243
無形固定資産の取得による支出	△160	△26
投資有価証券の取得による支出	△1	△10
投資有価証券の売却による収入	7	467
関係会社株式の取得による支出	—	△18
関係会社貸付けによる支出	△45	—
その他	△24	△52
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,238	△7,097
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,234	△1,203
長期借入れによる収入	12,390	3,200
長期借入金の返済による支出	△7,711	△2,081
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△3	△4
配当金の支払額	△743	△743
セール・アンド・割賦バックによる支出	△94	△95
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	604	△928
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	153	592
現金及び現金同等物の期首残高	8,271	8,424
現金及び現金同等物の期末残高	※ 8,424	※ 9,017

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社名は、「第1.企業の概況、4.関係会社の状況」に記載しているため記載を省略しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

㈱TOSロジスティクス

(3) 連結の範囲から除外した理由

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用関連会社の名称

大一コンテナ(株)、㈱竹尾

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社(㈱TOSロジスティクス)及び関連会社3社(㈱タカオカ、㈱ダイヤ、㈱渡辺紙工)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ…時価法

③たな卸資産

主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

減価償却は以下の方法を採用しております。

機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～22年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④環境対策引当金
当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- a ヘッジ手段
為替予約取引
ヘッジ対象
1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債務
- b ヘッジ手段
金利スワップ
ヘッジ対象
借入金の利息
- ③ヘッジ方針
当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ117百万円減少しております。

また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ0.79円減少しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△17百万円は、「投資有価証券の売却による収入」7百万円、「その他」△24百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当連結会計年度 (平成28年3月31日)	
建物及び構築物	4,455	(4,455)百万円	5,257	(5,257)百万円
機械装置及び運搬具	17,253	(17,253)	17,233	(17,233)
土地	2,498	(1,998)	2,499	(1,999)
有形固定資産その他	12	(-)	12	(-)
計	24,218	(23,706)	25,003	(24,490)

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当連結会計年度 (平成28年3月31日)	
短期借入金	1,277	(-)百万円	800	(-)百万円
1年内返済予定の長期 借入金	70	(70)	14	(14)
長期借入金	4,214	(3,564)	4,200	(3,550)
計	5,562	(3,634)	5,014	(3,564)

()の金額(内数)は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,279百万円	2,405百万円
その他(出資金)	2	2
計	2,281	2,407

※3 セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
帳簿価額の内訳		
建物及び構築物	430百万円	418百万円
対応する債務		
流動負債 その他	95	96
固定負債 その他	242	146

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
55百万円	189百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
製品運送諸掛	4,090百万円	4,027百万円
給与手当	1,296	1,273
賞与引当金繰入額	96	95
退職給付費用	121	111
減価償却費	355	391
貸倒引当金繰入額	—	40
のれん償却額	100	100

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
969百万円	711百万円

※4 固定資産売却益は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	—百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	10	19
土地	—	24
その他	—	0
計	10	44

※5 固定資産除却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	72百万円	16百万円
機械装置及び運搬具	378	273
撤去費その他	332	4
計	783	293

※6 減損損失は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」	470百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物209百万円、機械装置及び運搬具256百万円、有形固定資産「その他」4百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.5%で割引いて算定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙加工設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」、 無形固定資産「その他」	173百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物126百万円、機械装置及び運搬具35百万円、有形固定資産「その他」9百万円、無形固定資産「その他」1百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算はしておりません。

※7 火災損失は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社島田工場における火災による損失額であり、その内訳は、原材料及び固定資産の除却損失、操業休止中の固定費等であります。

なお、損害保険の付保により受領が確定した一部の保険金については、受取保険金として特別利益に計上しております。

※8 異常操業損失は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社島田工場における火災事故により生じたチップサイロの操業低下に伴う異常原価であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	389百万円	△1,149百万円
組替調整額	—	△148
税効果調整前	389	△1,298
税効果額	89	415
その他有価証券評価差額金	478	△882
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△0	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	△0	—
税効果額	0	—
繰延ヘッジ損益	△0	—
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	123	△572
組替調整額	67	44
税効果調整前	190	△527
税効果額	△71	155
退職給付に係る調整額	119	△371
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	39	48
その他の包括利益合計	636	△1,204

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式				
普通株式(注)1,2	15,413,591	13,319	101,350	15,325,560
合計	15,413,591	13,319	101,350	15,325,560

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加13,319株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少101,350株は、ストック・オプションの行使による減少101,000株、単元未満株式の売渡しによる減少350株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 129百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	371	2.50	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月12日 取締役会	普通株式	371	2.50	平成26年9月30日	平成26年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	371	利益剰余金	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月22日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	15,325,560	17,598	650	15,342,508
合計	15,325,560	17,598	650	15,342,508

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加17,598株は、単元未満株式の買取りによる増加13,628株、持分法適用会社保有の自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加3,970株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少650株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 169百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	371	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	371	2.50	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	371	利益剰余金	2.50	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	8,514百万円	9,167百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△90	△150
現金及び現金同等物	8,424	9,017

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨による買掛金支払額の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理セクションが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金の支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社の管理規程に準じて同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,514	8,514	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,157	22,157	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	12,653	12,653	—
(4) 関係会社長期貸付金	145	—	—
貸倒引当金	△145	—	—
	—	—	—
資産計	43,326	43,326	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,887	11,887	—
(2) 短期借入金	14,097	14,097	—
(3) 長期借入金	26,646	26,595	△51
(4) 長期未払金	337	335	△2
負債計	52,970	52,916	△53

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,167	9,167	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,062	22,062	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	9	9	△0
その他有価証券	11,107	11,107	—
資産計	42,346	42,346	△0
(1) 支払手形及び買掛金	10,986	10,986	—
(2) 短期借入金	12,894	12,894	—
(3) 長期借入金	27,765	27,832	66
(4) 長期未払金	242	241	△0
負債計	51,889	51,955	66

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期未払金は、長期未払金に含めて表示しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	6,130	6,174
投資事業有限責任組合	98	93

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,514	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,157	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	145	—	—
合計	30,672	145	—	—

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,167	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,062	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	9	—	—
合計	31,229	9	—	—

4 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,026	1,400	12,484	3,170	3,766	3,798
長期未払金	95	96	97	49	—	—

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,841	12,925	3,611	4,208	4,179	1,000
長期未払金	96	97	49	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
(1)国債・地方債等	—	—	—
(2)社債	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
(1)国債・地方債等	—	—	—
(2)社債	9	9	△0
(3)その他	—	—	—
小計	9	9	△0
合計	9	9	△0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	11,049	6,377	4,671
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	11,049	6,377	4,671
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	1,603	1,954	△350
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	1,603	1,954	△350
合計	12,653	8,331	4,321

当連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	9,654	6,022	3,631
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	9,654	6,022	3,631
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	1,453	1,954	△500
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	1,453	1,954	△500
合計	11,107	7,976	3,131

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	7	—	—

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	467	138	0

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,900	2,900	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,400	3,400	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度並びに中小企業退職金共済制度等を設けております。なお、連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,252百万円	3,301百万円
勤務費用	167	167
利息費用	35	36
数理計算上の差異の発生額	4	501
退職給付の支払額	△158	△107
退職給付債務の期末残高	3,301	3,899

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	2,695百万円	2,920百万円
期待運用収益	53	58
数理計算上の差異の発生額	127	△70
事業主からの拠出額	202	202
退職給付の支払額	△158	△107
年金資産の期末残高	2,920	3,003

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	531百万円	594百万円
退職給付費用	119	110
退職給付の支払額	△22	△84
制度への拠出額	△33	△34
退職給付に係る負債の期末残高	594	585

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,835百万円	4,432百万円
年金資産	△3,146	△3,239
	688	1,192
非積立型制度の退職給付債務	287	288
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,481
退職給付に係る負債	975	1,481
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,481

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	167百万円	167百万円
利息費用	35	36
期待運用収益	△53	△58
数理計算上の差異の費用処理額	54	32
過去勤務費用の費用処理額	12	12
簡便法で計算した退職給付費用	119	110
確定給付制度に係る退職給付費用	337	300

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	12百万円	12百万円
数理計算上の差異	178	△539
合 計	190	△527

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	21百万円	34百万円
未認識数理計算上の差異	△167	△707
合 計	△145	△672

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	7%	5%
株式	12	12
一般勘定	80	82
その他	1	1
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度14%、当連結会計年度13%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	1.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	5.3%	5.3%

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.1%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.1%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度206百万円、当連結会計年度205百万円でありま

す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	30	40

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 8名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役3名) 当社子会社の 取締役 3名	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名) 当社子会社の 取締役 1名 当社子会社の 取締役 1名 監査役	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 258,000株	普通株式 192,000株	普通株式 146,000株	普通株式 209,000株
付与日	平成20年7月28日	平成21年8月12日	平成22年8月10日	平成23年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成20年7月 29日 至平成40年 7月28日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成21年8月 13日 至平成41年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成22年8月 11日 至平成42年 8月10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成23年8月 11日 至平成43年 8月10日)

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 192,000株	普通株式 147,000株	普通株式 162,000株	普通株式 134,000株
付与日	平成24年8月10日	平成25年8月12日	平成26年8月12日	平成27年9月15日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成24年8月 11日 至平成44年 8月10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成25年8月 13日 至平成45年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成26年8月 13日 至平成46年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成27年9月 16日 至平成47年 9月15日)

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	47,000	46,000	83,000	145,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	47,000	46,000	83,000	145,000

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	134,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	134,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	154,000	130,000	162,000	—
権利確定	—	—	—	134,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	154,000	130,000	162,000	134,000

② 単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	161	217	185	115

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	172	172	191	300

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積もり方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	24.616%
予想残存期間 (注) 2	6.207年
予想配当 (注) 3	5.0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.089%

- (注) 1 予想残存期間に対応する付与日までの直近期間の株価実績に基づき算定しております。
 2 過去の役員の在任期間データと、付与対象者の就任日から割当日までの経過年数から、割当日以降の残存勤務年数を見積り、予想残存期間としております。
 3 平成28年3月期の配当予想によっております。
 4 予想残存期間に対応した期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	349百万円	332百万円
減損損失	744	626
税務上の繰越欠損金	320	291
退職給付に係る負債	330	466
投資有価証券評価損	286	213
減価償却超過	582	421
固定資産未実現利益	408	415
役員退職慰労引当金	30	30
環境対策引当金	130	68
資産除去債務	234	233
その他	814	578
繰延税金資産小計	4,232	3,679
評価性引当額	△2,108	△1,600
繰延税金資産合計	2,123	2,078
繰延税金負債との相殺	△1,017	△1,087
繰延税金資産純額	1,106	991
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	400	329
その他有価証券評価差額金	1,269	869
その他	177	267
繰延税金負債合計	1,847	1,466
繰延税金資産との相殺	△1,017	△1,087
繰延税金負債純額	830	378

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	922百万円	774百万円
固定資産－繰延税金資産	184	216
流動負債－繰延税金負債	－	6
固定負債－繰延税金負債	830	372

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	34.9%	32.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.4	△0.6
住民税均等割	6.7	1.0
試験研究費控除	△14.7	△1.9
税効果を認識していない連結子会社の欠損金	△12.4	△0.2
評価性引当額の増減	29.9	△11.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	16.1	1.6
関係会社留保利益	—	3.3
その他	△0.7	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.0	24.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した31.6%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は53百万円減少し、法人税等調整額が同額、その他有価証券評価差額金が42百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として工場配管に含まれるアスベストを法的手順に即した処分方法で廃棄する義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として12年と見積っております。なお、当該主要な設備については、既に使用見込期間を経過していることから、割引計算を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	760 百万円	762 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	37
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	-	△10
期末残高	762	789

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う単位となっているものであります。

当社グループは、主に紙の生産・加工・販売に関する事業を行っており、取り扱う紙製品の種類ごとに包括的な事業戦略を立案出来るように、事業部制を採用し、委譲された権限の下、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当該事業部を基礎とした製品の種類の事業セグメントから構成されており、「産業素材事業」、「特殊素材事業」、「生活商品事業」の3つを報告セグメントとしております。

「産業素材事業」は、主に段ボール・包装用紙などの原紙生産・加工・販売等を行っており、「特殊素材事業」は、特殊印刷用紙・特殊機能紙などの生産・加工・販売等を行っており、「生活商品事業」は、ペーパータオル・トイレットペーパーなどの生産・加工・販売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、のれんの償却を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

のれんの償却については、セグメント利益において各事業活動による純粋な会社貢献度を捉えたいため、報告セグメント区分から除き、調整額にて計上しております。

よって、報告セグメントの利益は、各社単体決算の営業利益をベースとした数値に、セグメント内取引消去及びその他連結修正項目（のれん償却を除く）を加味したものであります。

また、セグメント間の内部振替高は、主に市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3、4
	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	38,282	22,023	16,848	77,154	1,688	78,843	—	78,843
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,997	102	273	2,373	3,111	5,484	△5,484	—
計	40,280	22,125	17,121	79,527	4,800	84,328	△5,484	78,843
セグメント利益	60	2,159	423	2,643	173	2,817	△339	2,477
セグメント資産	47,460	45,623	17,508	110,592	2,890	113,483	13,378	126,861
その他の項目								
減価償却費	3,479	2,075	963	6,517	105	6,623	83	6,706
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	100	100
減損損失	470	—	—	470	—	470	—	470
持分法適用会社 への投資額	17	2,276	—	2,293	—	2,293	—	2,293
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	3,334	1,276	2,265	6,876	57	6,934	487	7,421

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3、4
	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	37,938	22,098	16,940	76,977	1,483	78,460	—	78,460
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,616	85	276	2,977	2,588	5,566	△5,566	—
計	40,554	22,183	17,217	79,954	4,072	84,027	△5,566	78,460
セグメント利益	907	2,439	538	3,886	165	4,051	△300	3,750
セグメント資産	48,594	46,671	18,358	113,624	2,755	116,380	10,565	126,945
その他の項目								
減価償却費	3,470	1,974	957	6,401	98	6,500	94	6,595
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	100	100
減損損失	—	—	173	173	—	173	—	173
持分法適用会社 への投資額	8	1,981	—	1,989	—	1,989	—	1,989
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	5,111	1,353	1,403	7,867	131	7,999	81	8,080

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、土木・造園工事等を含んでおります。

2 調整額の内容は以下のとおりです。

セグメント利益

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	△83	△94
のれんの償却額	△100	△100
全社費用	△150	△136
セグメント間取引消去等	△5	29
合計	△339	△300

セグメント資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	102,143	100,577
のれん未償却残高（相殺後）	117	17
セグメント間債権債務消去等	△88,883	△90,029
合計	13,378	10,565

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の資産（社内管理会計勘定を含む）であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	487	81
合計	487	81

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の設備投資額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 当社の一般管理費の中で、各事業セグメントに対して共通にかかる費用については、社内配賦基準によって各事業セグメントへ配賦しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
三菱商事株式会社	16,221	産業素材事業

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
三菱商事株式会社	15,944	産業素材事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
（のれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	100	100
当期末残高	—	—	—	—	117	117

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
（のれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	100	100
当期末残高	—	—	—	—	17	17

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱竹尾	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	(所有) 直接 22.9 (被所有) 直接 1.8	紙製品等の販売	紙製品等の販売	4,164	売掛金	1,573

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱竹尾	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	(所有) 直接 22.9 (被所有) 直接 1.8	紙製品等の販売	紙製品等の販売	3,942	売掛金	1,485

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	429.11円	1株当たり純資産額	432.84円
1株当たり当期純利益金額	1.39円	1株当たり当期純利益金額	16.89円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1.38円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	16.79円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	204	2,498
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	204	2,498
普通株式の期中平均株式数 (千株)	147,952	147,963
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	730	837
(うち新株予約権) (千株)	(730)	(837)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は平成27年10月7日に日本製紙株式会社(以下「日本製紙」といいます。)との間で、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業(以下「本事業」といいます。)の更なる強化を実現すべく、当社島田工場(以下「島田工場」といいます。)の分社化及び新製造会社(島田工場の分社化のために当社が設立した準備会社。以下「新製造会社」といいます。)への日本製紙による出資(以下「本出資」といいます。)並びに本事業における当社及び日本製紙の販売機能の統合(上記一連の取引を以下「本事業提携」と総称します。)に係る基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結いたしました。

本基本合意書に基づき、両社は対等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ねて参りましたが、両社は、平成28年4月25日に開催いたしました両社取締役会における決議を経て、同日付で、本事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約(以下「本統合契約」といいます。)及び新製造会社と新販売会社(平成28年8月中旬迄を目処に、両社の販売機能の統合のために日本製紙が設立する予定の準備会社。以下「新販売会社」といいます。)を共同して運営することについて合意した株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結いたしました。

1. 本事業提携の目的

紙パルプ業界を取り巻く事業環境は、少子化に伴う人口減による国内紙需要の低迷、設備過剰による市況の悪化、古紙価格の高止まり・円安による原燃料価格上昇など、厳しい事業環境が続いており、今後もコスト・品質競争がますます厳しくなると認識しています。

このような環境認識のもと、本事業を重要な分野と位置づける当社と日本製紙は、本事業に関して両社の有する生産ノウハウの結集と販売機能の統合による効率化、及び生産設備の多様化による顧客ニーズへの細やかな対応が本事業の競争力強化に必要と判断し、平成27年10月7日に本基本合意書を締結しました。本事業提携により、両社工場において顧客ニーズや生産・物流コストを勘案した最適な工場生産を行うことを通じて、新販売会社において最大限の収益を実現できる体制を構築いたします。

本基本合意書に基づき、両社是对等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ね、今般、両社の販売機能を統合し、島田工場のコスト・品質競争力強化及び効率的販売体制の構築並びにサービスの強化を図るべく、本統合契約を締結しました。

両社は、本事業提携を通じて、下記（１）及び（２）に記載する項目の実現により、本事業における競争力を強化し、両社の本事業の成長及び発展を加速させるとともに、お客様及びステークホルダーの皆様に、より一層信頼される企業となることが最大の目的と考えております。

（１）両社の本事業における生産ノウハウを結集し、新製造会社の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を行うこと

（２）両社の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築並びに販売活動の効率化・コスト削減を行うこと

また、両社は、原材料、燃料及び資材等の共同調達等による両社の本事業における競争力の強化について検討を継続することとしております。

さらに、当社といたしましては、本事業提携を端緒とし、将来的には、家庭紙及び特殊紙の分野においても提携によるシナジーを実現することで両社の競争力を強化していく可能性について引き続き検討して参りたいと考えております。

2. 本事業提携の方式

（１）新製造会社吸収分割及び本出資の方式

（ｉ）当社が、島田工場の分社化の基礎となる準備会社として、新製造会社を設立。

（ii）本事業における当社の製造機能を含め当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新製造会社に承継（新製造会社吸収分割）。

（iii）日本製紙が新製造会社の第三者割当増資（6,250百万円）を引き受け（本出資）。

（iv）上記（ii）及び（iii）の結果、当社が227,500株（65%）、日本製紙が122,500株（35%）の新製造会社の株式を保有。

（２）新販売会社吸収分割の方式

（i）日本製紙が、当社及び日本製紙の本事業における販売機能の統合の基礎となる準備会社として、新販売会社を設立。

（ii）当社及び日本製紙がそれぞれ本事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新販売会社に承継（新販売会社吸収分割）。

（iii）上記（ii）の結果、当社が45,500株（35%）、日本製紙が84,500株（65%）の新販売会社の株式を保有。

3. 本事業提携先の概要

①名称	日本製紙株式会社
②本店所在地	東京都北区王子一丁目4番1号
③代表者	代表取締役社長 馬城 文雄
④資本金	104,873百万円（平成28年3月31日現在）
⑤事業内容	紙・パルプの製造販売、紙関連事業、木材・建材・土木建設関連事業及び物流、レジャー等の事業

4. 本事業提携の日程

平成27年10月7日	本基本合意書締結
平成28年4月25日	取締役会決議、本統合契約及び本株主間契約締結
平成28年5月24日	新製造会社吸収分割契約締結
平成28年6月24日	当社定時株主総会 (島田工場分社化についての承認決議)
平成28年8月中旬迄（予定）	新販売会社吸収分割締結
平成28年8月（予定）	本株式引受契約締結
平成28年10月1日（予定）	本事業提携に係る取引の完了（新製造会社設立及び日本製紙による同社への出資、並びに新販売会社設立）

5. 業績に与える影響

本事業提携が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では未定です。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	14,097	12,894	0.6	—
1年内返済予定の長期借入金	2,026	1,841	0.6	—
1年内返済予定のリース債務	0	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	24,620	25,924	0.8	平成29～34年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
その他有利子負債				
割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引）	95	96	1.1	—
長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）	242	146	1.1	平成30年
合計	41,082	40,902	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 1年以内に返済予定のリース債務は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示しております。
また、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で計上しているため、平均利率を記載していません。

3 割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引）及び長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）は、それぞれ、連結貸借対照表の流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

4 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）、長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金（百万円）	12,925	3,611	4,208	4,179
長期割賦未払金（百万円）	97	49	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,742	39,535	59,310	78,460
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,295	1,822	3,079	3,399
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	879	1,306	2,261	2,498
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.94	8.83	15.29	16.89

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.94	2.89	6.46	1.60

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,783	5,018
受取手形	※2 570	※2 851
売掛金	※2 18,979	※2 18,678
商品及び製品	4,889	5,442
仕掛品	401	355
原材料及び貯蔵品	4,407	4,770
前払費用	190	289
繰延税金資産	694	552
関係会社短期貸付金	66	63
未収入金	※2 1,668	※2 856
その他	203	281
貸倒引当金	△21	△21
流動資産合計	36,832	37,139
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 10,101	※1 9,981
構築物	※1, ※3 3,536	※1, ※3 4,215
機械及び装置	※1 24,125	※1 23,551
車両運搬具	39	40
工具、器具及び備品	490	404
土地	※1 10,448	※1 10,487
山林	※1 641	※1 640
建設仮勘定	1,317	2,118
有形固定資産合計	50,700	51,440
無形固定資産		
借地権	24	24
ソフトウェア	56	97
その他	158	48
無形固定資産合計	239	170
投資その他の資産		
投資有価証券	16,315	14,754
関係会社株式	4,088	4,106
関係会社長期貸付金	263	200
長期前払費用	134	311
その他	748	605
貸倒引当金	△63	△63
投資その他の資産合計	21,488	19,915
固定資産合計	72,428	71,526
資産合計	109,261	108,666

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※2 5,164	※2 4,624
買掛金	※2 4,515	※2 4,204
短期借入金	11,100	10,500
1年内返済予定の長期借入金	※1 954	※1 418
未払金	※2, ※3 1,841	※2, ※3 898
未払費用	※2 3,009	※2 2,747
未払法人税等	—	304
預り金	※2 180	※2 351
設備関係支払手形	550	1,671
環境対策引当金	123	191
その他	※2 231	※2 574
流動負債合計	27,670	26,486
固定負債		
長期借入金	※1 22,004	※1 22,586
長期末払金	※3 322	※3 193
繰延税金負債	980	589
退職給付引当金	235	223
環境対策引当金	227	—
資産除去債務	741	775
その他	62	—
固定負債合計	24,573	24,367
負債合計	52,244	50,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金		
資本準備金	3,985	3,985
その他資本剰余金	38,453	38,454
資本剰余金合計	42,439	42,439
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	202	172
特定災害防止準備金	7	10
繰越利益剰余金	2,502	4,112
利益剰余金合計	2,712	4,295
自己株式	△2,922	△2,926
株主資本合計	53,714	55,292
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,173	2,349
評価・換算差額等合計	3,173	2,349
新株予約権	129	169
純資産合計	57,016	57,811
負債純資産合計	109,261	108,666

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	※1 61,766	※1 60,961
売上原価	※1 52,114	※1 50,362
売上総利益	9,652	10,599
販売費及び一般管理費	※2 8,155	※2 7,898
営業利益	1,496	2,700
営業外収益		
受取利息	※1 27	※1 25
受取配当金	※1 423	※1 444
受取賃貸料	※1 239	※1 239
その他	※1 194	※1 258
営業外収益合計	885	967
営業外費用		
支払利息	※1 282	※1 277
賃貸費用	※1 56	※1 47
設備維持費用	※1 80	※1 79
その他	※1 36	※1 36
営業外費用合計	456	441
経常利益	1,925	3,226
特別利益		
固定資産売却益	※3 9	※3 10
投資有価証券売却益	—	78
受取保険金	454	—
特別利益合計	463	89
特別損失		
固定資産売却損	※4 0	—
固定資産除却損	※1, ※5 626	※1, ※5 288
減損損失	※6 470	—
火災損失	※7 1,033	—
異常操業損失	—	※8 215
環境対策引当金繰入額	124	—
産業廃棄物撤去費用	210	—
その他	—	0
特別損失合計	2,466	505
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△76	2,810
法人税、住民税及び事業税	112	333
法人税等調整額	△136	151
法人税等合計	△24	484
当期純利益又は当期純損失(△)	△52	2,325

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	38,457	42,442	230	4	3,272	3,507	△2,938	54,495
当期変動額										
剰余金の配当							△742	△742		△742
当期純損失（△）							△52	△52		△52
特定災害防止準備金の積立						2	△2	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△28		28	－		－
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			△3	△3					20	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△3	△3	△28	2	△769	△795	16	△781
当期末残高	11,485	3,985	38,453	42,439	202	7	2,502	2,712	△2,922	53,714

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,733	0	2,734	115	57,345
当期変動額					
剰余金の配当					△742
当期純損失（△）					△52
特定災害防止準備金の積立					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	439	△0	438	14	452
当期変動額合計	439	△0	438	14	△328
当期末残高	3,173	－	3,173	129	57,016

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
				固定資産 圧縮積立 金	特定災害 防止準備 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	11,485	3,985	38,453	42,439	202	7	2,502	2,712	△2,922	53,714
当期変動額										
剰余金の配当							△742	△742		△742
当期純利益							2,325	2,325		2,325
特定災害防止準備金の積立						2	△2	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△30		30	—		—
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	0	0	△30	2	1,610	1,582	△4	1,578
当期末残高	11,485	3,985	38,454	42,439	172	10	4,112	4,295	△2,926	55,292

	評価・換算差額等			新株予約 権	純資産合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	3,173	—	3,173	129	57,016
当期変動額					
剰余金の配当					△742
当期純利益					2,325
特定災害防止準備金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△823	—	△823	40	△783
当期変動額合計	△823	—	△823	40	795
当期末残高	2,349	—	2,349	169	57,811

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- ・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの…移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～22年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。

(3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
建物	3,297	(3,297)百万円	3,398	(3,398)百万円
構築物	1,157	(1,157)	1,858	(1,858)
機械及び装置	17,253	(17,253)	17,233	(17,233)
土地	1,998	(1,998)	1,999	(1,999)
山林	12	(-)	12	(-)
計	23,718	(23,706)	24,503	(24,490)

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	70	(70)百万円	14	(14)百万円
長期借入金	4,214	(3,564)	4,200	(3,550)
計	4,284	(3,634)	4,214	(3,564)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 関係会社に対する資産及び負債 (区分表示したものを除く) は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
短期金銭債権	7,259百万円		6,947百万円	
短期金銭債務	2,582		2,702	

※3 セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたものは次のとおりであります。

		前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
帳簿価額の内訳	構築物	430百万円	418百万円
対応する債務	未払金	95	96
	長期未払金	242	146

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	15,911百万円	15,551百万円
仕入高	8,676	9,307
営業取引以外の取引高	985	709

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度54%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度46%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
製品運送諸掛	3,239百万円	3,152百万円
販売手数料	528	445
販売諸掛	400	406
給料手当	666	648
退職給付費用	67	58
支払地代家賃	291	299
減価償却費	266	288
研究開発費	804	596

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械及び装置	6百万円	9百万円
車両運搬具	3	0
計	9	10

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械及び装置	0百万円	－百万円
計	0	－

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	20百万円	2百万円
構築物	10	12
機械及び装置	269	270
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
撤去費その他	325	2
計	626	288

※6 減損損失は次のとおりであります。

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙製造設備	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品	470百万円

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物114百万円、構築物95百万円、機械及び装置256百万円、車両運搬具0百万円、工具、器具及び備品4百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.5%で割り引いて算定しております。

※7 火災損失は次のとおりであります。

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

島田工場における火災による損失額であり、その内訳は、原材料及び固定資産の除却損失、操業休止期間中の固定費等であります。

なお、損害保険の付保により受領が確定した一部の保険金については、受取保険金として特別利益に計上しております。

※8 異常操業損失は次のとおりであります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社島田工場における火災事故により生じたチップサイロの操業低下に伴う異常原価であります。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,662百万円、関連会社株式425百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,680百万円、関連会社株式425百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	216百万円	209百万円
減損損失	725	556
退職給付引当金	88	80
投資有価証券評価損	272	211
関係会社株式評価損	338	322
減価償却超過	531	409
環境対策引当金	111	57
株式報酬費用	40	50
資産除去債務	230	228
その他	2,417	2,111
繰延税金資産小計	4,972	4,239
評価性引当額	△3,638	△3,118
繰延税金資産合計	1,334	1,121
繰延税金負債との相殺	△1,334	△1,121
繰延税金資産純額	-	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	392	323
その他有価証券評価差額金	1,192	791
その他	35	42
繰延税金負債合計	1,619	1,157
繰延税金資産との相殺	△1,334	△1,121
繰延税金負債純額	285	36

繰延税金負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	694百万円	552百万円
固定資産－繰延税金資産	-	-
流動負債－繰延税金負債	-	-
固定負債－繰延税金負債	980	589

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失が 計上されているた め、記載しておりま せん。	32.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△2.9
住民税均等割		0.7
評価性引当額の増減		△12.5
試験研究費税額控除		△2.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		1.8
その他		△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		17.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.6%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は51百万円減少し、法人税等調整額が同額、その他有価証券評価差額金が42百万円増加しております。

（重要な後発事象）

当社は平成27年10月7日に日本製紙株式会社（以下「日本製紙」といいます。）との間で、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」といいます。）の更なる強化を実現すべく、当社島田工場（以下「島田工場」といいます。）の分社化及び新製造会社（島田工場の分社化のために当社が設立した準備会社。以下「新製造会社」といいます。）への日本製紙による出資（以下「本出資」といいます。）並びに本事業における当社及び日本製紙の販売機能の統合（上記一連の取引を以下「本事業提携」と総称します。）に係る基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

本基本合意書に基づき、両社は対等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ねて参りましたが、両社は、平成28年4月25日に開催いたしました両社取締役会における決議を経て、同日付で、本事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約（以下「本統合契約」といいます。）及び新製造会社と新販売会社（平成28年8月中旬迄を目処に、両社の販売機能の統合のために日本製紙が設立する予定の準備会社。以下「新販売会社」といいます。）を共同して運営することについて合意した株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本事業提携の目的

紙パルプ業界を取り巻く事業環境は、少子化に伴う人口減による国内紙需要の低迷、設備過剰による市況の悪化、古紙価格の高止まり・円安による原燃料価格上昇など、厳しい事業環境が続いており、今後もコスト・品質競争がますます厳しくなると認識しています。

このような環境認識のもと、本事業を重要な分野と位置づける当社と日本製紙は、本事業に関して両社の有する生産ノウハウの結集と販売機能の統合による効率化、及び生産設備の多様化による顧客ニーズへの細やかな対応が本事業の競争力強化に必要と判断し、平成27年10月7日に本基本合意書を締結しました。本事業提携により、両社工場において顧客ニーズや生産・物流コストを勘案した最適な工場生産を行うことを通じて、新販売会社において最大限の収益を実現できる体制を構築いたします。

本基本合意書に基づき、両社は対等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ね、今般、両社の販売機能を統合し、島田工場のコスト・品質競争力強化及び効率的販売体制の構築並びにサービスの強化を図るべく、本統合契約を締結しました。

両社は、本事業提携を通じて、下記（1）及び（2）に記載する項目の実現により、本事業における競争力を強化し、両社の本事業の成長及び発展を加速させるとともに、お客様及びステークホルダーの皆様にも、より一層信頼される企業となることが最大の目的と考えております。

（1）両社の本事業における生産ノウハウを結集し、新製造会社の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を行うこと

（2）両社の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築並びに販売活動の効率化・コスト削減を行うこと

また、両社は、原材料、燃料及び資材等の共同調達等による両社の本事業における競争力の強化について検討を継続することとしております。

さらに、当社といたしましては、本事業提携を端緒とし、将来的には、家庭紙及び特殊紙の分野においても提携によるシナジーを実現することで両社の競争力を強化していく可能性について引き続き検討して参りたいと考えております。

2. 本事業提携の方式

（1）新製造会社吸収分割及び本出資の方式

（i）当社が、島田工場の分社化の基礎となる準備会社として、新製造会社を設立。

（ii）本事業における当社の製造機能を含め当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新製造会社に承継（新製造会社吸収分割）。

（iii）日本製紙が新製造会社の第三者割当増資（6,250百万円）を引き受け（本出資）。

（iv）上記（ii）及び（iii）の結果、当社が227,500株（65%）、日本製紙が122,500株（35%）の新製造会社の株式を保有。

（2）新販売会社吸収分割の方式

（i）日本製紙が、当社及び日本製紙の本事業における販売機能の統合の基礎となる準備会社として、新販売会社を設立。

（ii）当社及び日本製紙がそれぞれ本事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新販売会社に承継（新販売会社吸収分割）。

（iii）上記（ii）の結果、当社が45,500株（35%）、日本製紙が84,500株（65%）の新販売会社の株式を保有。

3. 本事業提携先の概要

①名称	日本製紙株式会社
②本店所在地	東京都北区王子一丁目4番1号
③代表者	代表取締役社長 馬城 文雄
④資本金	104,873百万円（平成28年3月31日現在）
⑤事業内容	紙・パルプの製造販売、紙関連事業、木材・建材・土木建設関連事業及び物流、レジュー等の事業

4. 本事業提携の日程

平成27年10月7日	本基本合意書締結
平成28年4月25日	取締役会決議、本統合契約及び本株主間契約締結
平成28年5月24日	新製造会社吸収分割契約締結
平成28年6月24日	当社定時株主総会 (島田工場分社化についての承認決議)
平成28年8月中旬迄（予定）	新販売会社吸収分割締結
平成28年8月（予定）	本株式引受契約締結
平成28年10月1日（予定）	本事業提携に係る取引の完了（新製造会社設立及び日本製紙による同社への出資、並びに新販売会社設立）

5. 業績に与える影響

本事業提携が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では未定です。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
建物	29,144	476	37	29,583	19,602	593	9,981
構築物	11,775	969	89	12,655	8,439	280	4,215
機械及び装置	137,644	4,097	1,732	140,008	116,457	4,237	23,551
車両運搬具	311	19	27	303	263	19	40
工具、器具及び備品	5,244	96	339	5,002	4,597	174	404
土地	10,448	39	—	10,487	—	—	10,487
山林	641	—	0	640	—	—	640
建設仮勘定	1,317	7,213	6,413	2,118	—	—	2,118
有形固定資産計	196,528	12,912	8,640	200,800	149,360	5,305	51,440
借地権	24	—	—	24	—	—	24
ソフトウェア	512	108	—	621	523	66	97
その他	308	—	105	202	153	4	48
無形固定資産計	845	108	105	848	677	70	170
長期前払費用	559	408	177	790	479	54	311

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

建物	増加額	新チップサイロ建設	167
構築物	増加額	新チップサイロ建設	766
機械及び装置	増加額	パルプ生産設備活性化	854
		新チップサイロ建設	623
		回収ボイラー過熱器更新	522
	減少額	パルプ生産設備活性化	455
		回収ボイラー過熱器更新	404
建設仮勘定	増加額	新バイオマスボイラー設置	1,878
		新チップサイロ建設	1,759

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	85	21	21	84
環境対策引当金	350	—	159	191

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 電子公告掲載URL http://www.tt-paper.co.jp ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主に対し、3,000円相当の当社グループ製品を7月下旬に送付。 毎年9月30日現在の株主に対し、当社特製カレンダーを送付。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。
2. 平成28年6月24日開催の第9回定時株主総会において、株式併合(10株を1株に併合)の効力発生日(平成28年10月1日)をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する旨が承認可決されております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第9期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月14日関東財務局長に提出

（第9期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

（第9期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年2月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成28年4月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社分割に係る決議）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月24日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松田裕司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 敦 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月25日開催の取締役会において日本製紙株式会社との事業提携に関連する統合契約及び株主間契約の締結を決議し、同日付けで本統合契約及び本株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、特種東海製紙株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、特種東海製紙株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月25日開催の取締役会において日本製紙株式会社との事業提携に関連する統合契約及び株主間契約の締結を決議し、同日付けで本統合契約及び本株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。